

駐車監視員活動ガイドライン

【綾瀬 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道318号	環状七号線	中川4-34先	平野1-1先梅島陸橋	8-22	
2	主要地方道314号	言問大谷田線	加平3-14先地下鉄車庫前交差点	綾瀬2-2先	8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	区道	綾瀬駅道路	東綾瀬1-17先	綾瀬4-5先	8-22	
2	区道	綾瀬駅前通り	綾瀬3-2先綾瀬駅交差点	神明1-12先	8-22	
3	主要地方道308号	平和橋通り	足立2-51先	足立1-1先日光街道千住新橋北詰交差点	8-20	
4	区道	補助138号線	中川4-29先中川四丁目交差点	弘道1-30先四家交差点	8-20	
5	区道	五反野駅前通り	足立1-19先	中央本町2-19先四家交差点	8-22	

6	区道	パール通り	六木1-16先新広橋交差点	神明南1-11先	8-20
7	区道	葛西用水通り	六木3-38先~大谷田1-1先大谷田交差点~中川4-1先の間		8-20
8	都道467号	補助136号線	足立1-9先梅田交差点	東和1-3先及び東和1-4先	8-22
9	区道	五反野駅商店街通り	弘道1-1先	弘道2-30先(綾瀬川)	8-22
10	都道	補助140号線	六町4-3先	西綾瀬4-6先	8-20
11	区道	補助256号線	一ツ家3-1先	保塚町15先	8-20
12	区道	六木診療所通り	六木1-1先	六木1-8先	8-20
13	都道	王子金町江戸川線	大谷田1-1先大谷田交差点	大谷田1-28先飯塚橋	8-20
14	区道	補助275号線	東和2-13先	東和5-14先大谷田橋西交差点	8-20
15	区道	通称六木都住行きバス通り	大谷田4-2先大谷田橋西交差点	六木1-5先六木町団地前交差点	8-20
16	都道	足立車検場通り	一ツ家3-8先青井5丁目交差点	保塚町19先	8-20
17	区道	栗島小学校前通り	中央本町5-1先	青井5-17先(綾瀬川)	8-20
18	区道	加平小学校通り	六町1-17先	一ツ家1-29先	8-20
19	区道	葛西用水桜通り	大谷田1-1先大谷田交差点	東和2-1先	8-20
20	区道	環七北通り	大谷田3-22先堤田橋交差点 一ツ家2-8先六町二交差点	加平2-22先 平野2-1先	8-20

重点地域

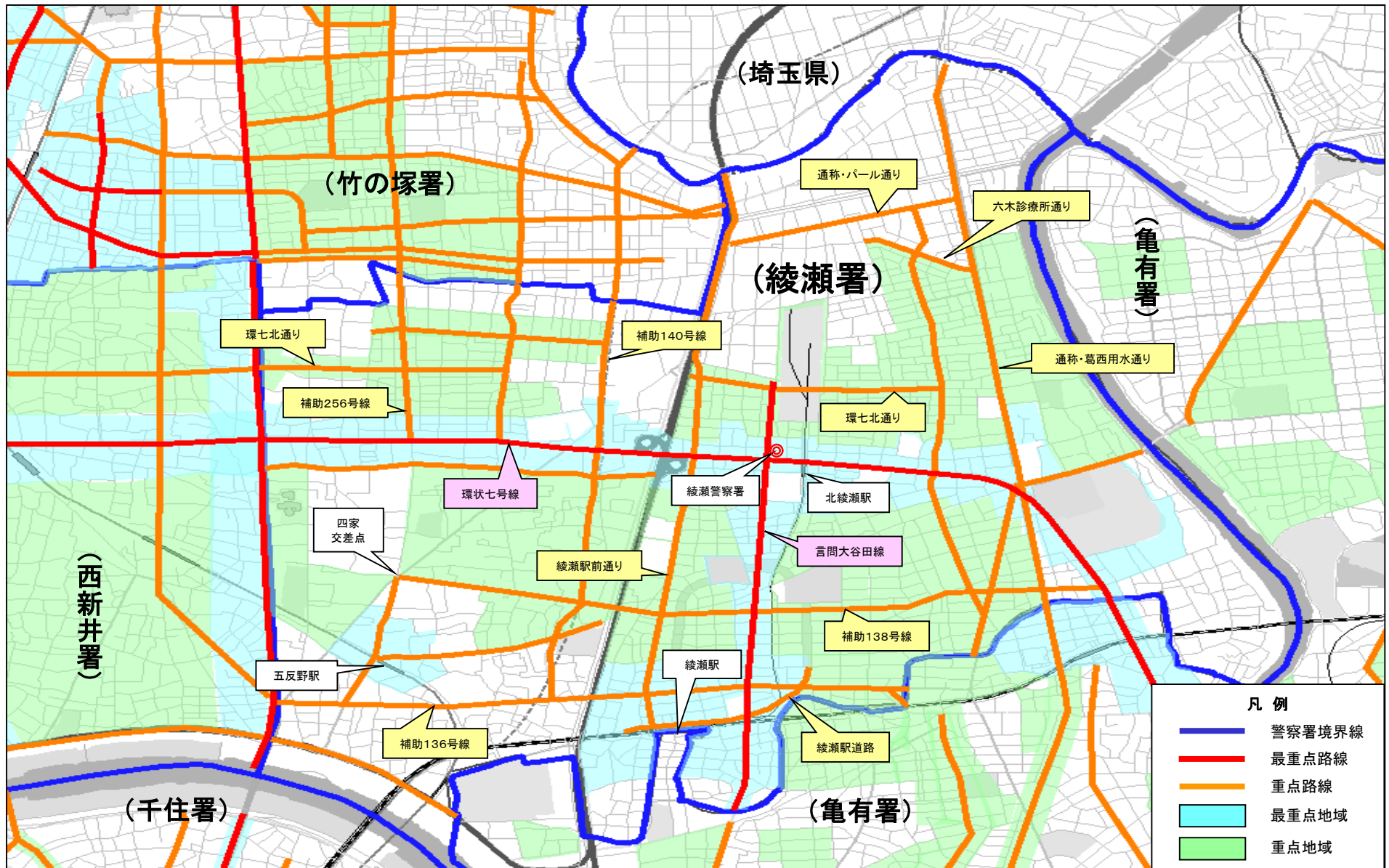
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	主要地方道318号線(環状七号線)周辺	8-22	
2	主要地方道314号(言問大谷田線)周辺	8-22	
3	地下鉄千代田線綾瀬駅周辺	8-22	
4	地下鉄千代田線北綾瀬駅周辺	8-22	
5	東武線五反野駅周辺	8-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	一ツ家地区(一ツ家1丁目~4丁目)	8-20	
2	大谷田1丁目~5丁目全域	8-20	
3	東和5丁目全域	8-20	
4	綾瀬5丁目~7丁目全域	8-20	
5	加平1丁目~3丁目全域	8-20	
6	谷中1丁目全域	8-20	
7	谷中3丁目~5丁目全域	8-20	
8	東綾瀬全域	8-20	
9	佐野1丁目・2丁目全域	8-22	
10	江北高校周辺(弘道2丁目)	8-22	
11	青井1丁目~4丁目・6丁目全域	8-22	
12	中央本町1丁目・2丁目全域	8-22	
13	東和1丁目~4丁目全域	8-22	
14	重点路線(環七北通り)周辺	8-20	

綾瀬警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。